

東大阪市高齢者詐欺被害防止事業 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対し、振り込め詐欺被害等防止機器や迷惑防止機能付き電話機（以下「機器」という。）を貸与することにより、高齢者への詐欺、その他消費者被害を未然に防止することを目的とし設置する。

また、利用者の了解のもと録音、その他のデータの活用等により、被害の低減を図るとともに、情報提供を利用者が了承した場合のみ、地域包括支援センターにその情報を提供し、地域の中での見守りによる、支え合いを促進することを目的とする。

(実施主体・運営主体)

第2条 この事業の実施主体は、東大阪市とし、運営主体は、社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）とする。

(関係機関との連絡)

第3条 協議会は、この事業の実施にあたり、関係機関と連絡を密にし、その円滑な運営にあたるものとする。

(利用者)

第4条 この事業の利用者は、市内に居住する65歳以上の者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ①市内在住で65歳以上の方が居住する世帯
- ②前号に掲げるもののほか、協議会会長が必要と認める者

(利用の申請及び決定)

第5条 機器を利用しようとする者は、東大阪市高齢者詐欺被害防止事業利用申請書（様式第1号）を協議会に提出するものとし、世帯につき1台限りとする。

- 2 協議会は、前項の規定により期限内に受理した申請書を審査し、貸与できるか否かの判断を行い、東大阪市高齢者詐欺被害防止事業利用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 協議会は、前項の規定により利用を承認した者（以下「利用者」という。）について、機器の利用者台帳を作成し、保管するものとする。

(機器の貸与)

第6条 協議会は、利用者に対し、次のいずれかの機器を貸与する。

- ①振り込め詐欺被害等防止機器本体、電話機接続用モジュラーケーブル
- ②迷惑防止機能付き電話機

(貸与期間)

第7条 貸与期間は、設置日から1年間とする。ただし、利用者より利用の取消しの申し出があった場合はこの限りではない。

- 2 利用者から貸与期間満了の1か月前までに特段の申し出がないかぎり、貸与期間満了後は、機器を利用者に譲渡する。

(機器の管理)

第8条 第7条第1項の期間において、利用者は貸与された機器の管理については、次の各号を遵守することとする。

- ①利用者は、貸与された機器を善良管理者としての注意義務をもって使用しなければならない。
- ②利用者は、貸与された機器を譲渡、貸与、又は担保に供してはならない。